

平成28年4月11日

会 員 各 位

一般社団法人山梨県バスケットボール協会
 選挙管理委員会
 委員長 飯 島 清 樹

代議員選挙・補欠の代議員選挙の告示

一般社団法人山梨県バスケットボール協会は、設立にあたり、第1期の代議員ならびに補欠の代議員を選出するため、一般社団法人山梨県バスケットボール協会代議員の選出に関する規程に基づき、代議員選挙・補欠の代議員選挙を、次のとおり告示する。

1. 選挙期日

平成28年7月1日（金）

2. 代議員、補欠の代議員の届出数

| 各種の連盟 | 代議員数 | 補欠代議員数 |
|------------------------|------|--------|
| 山梨県ミニバスケットボール連盟 | 5 | 3 |
| 山梨県ジュニアバスケットボール連盟 | 5 | 3 |
| 山梨県高等学校体育連盟バスケットボール専門部 | 4 | 2 |
| 山梨県クラブバスケットボール連盟 | 3 | 2 |
| 山梨県家庭婦人バスケットボール連盟 | 3 | 2 |

3. 代議員、補欠の代議員の任期

平成28年7月9日～平成30年3月31日までの最終の定時代議員会の終結の時まで

4. 選挙人

平成28年5月31日（火）現在の会員（登録チーム）の責任者または代表者

5. 被選挙人

平成28年5月31日（火）現在の会員（登録チーム）であって、任期終了日まで会員である予定の責任者または代表者

6. 立候補の届出

- ① 立候補者は、所定の立候補届を所属する各種の連盟に提出する。
- ② 立候補届出書類は、一般社団法人山梨県バスケットボール協会のホームページ（<http://yamanashibasketball.jp/>）の代議員選挙、補欠の代議員選挙サイトからダウンロード、または各種の連盟に申し出る。
- ③ 代議員と補欠の代議員の両方に立候補することはできません。

7. 提出期間

立候補者から所属する各種の連盟への届出期間
 平成28年6月3日（金）～平成28年6月10日（金）（ 必着 ）

8. 選挙の方法

- ① 郵便投票（所属する各種の連盟の選挙管理委員から、所属する各種の連盟の選挙人（登録チーム）に、直接郵送した投票用紙（郵便はがき）による。
- ② 投票期間
 平成28年6月13日（月）～平成28年7月1日（金）（ 必着 ）

9. 開票

平成28年7月3日（日）、各種の連盟の選挙管理委員の指揮監督の下、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行うことができるものとする。

10. 当選者の決定および公告

各種の連盟からの代議員選挙結果の報告を受け、代議員当選者を決定し、各種の連盟の会長および候補者本人に、書面により通知する。同時に、一般社団法人山梨県バスケットボール協会のホームページに掲載し、報告する。

